



保険業界から学ぶ事業変革のコツ

「教育資金の一括贈与制度」が改正されました

個人形態の医療機関は必見！ ～個人版事業承継税制～
再考！経営セーフティ共済

保険業界から学ぶ事業変革のコツ

保険業界は、銀行の窓口で保険が販売されるようになったり、多数の保険を選べる保険代理店ができたりと、保険のセールスレディー辺倒による販売から大きく様変わりしています。日本の場合、以前は規制が厳しかったため保険会社による差異はそれほどなかったのですが、最近は大きく異なるようになってきました。煙草を吸わない健康体割引でも大きく保険料が異なっています。そのため、保険の見直しを定期的にされる方も多くなっています。

生命保険と損害保険の垣根がなくなったため、業界の競争もとても厳しいものとなり、生命保険会社と損害保険会社の統合が進んでいます。かつて 1930 年代には生命保険と損害保険は、全く違うものでした。損害保険の一つである自動車保険は車のパーツの一つとして販売され、生命保険は金融商品として販売されていました。例えば、自らの百貨店で自動車保険を売り出したアメリカのシアーズローバック社は大手の保険会社へと成長実現しました。その一方で、生命保険は売り出したら失敗した時代でした。当時の生命保険と損害保険は、同じ保険という名前がついていますが、カテゴリーが違ってたと、よく経営学のテキスト等で説明されています。消費者のモノやサービスに対する価値観が変わった今日ではどうなのでしょう。

保険業界は競争の激しい業界ですが、世界を見ると成長している保険会社を沢山探す事ができます。

損害保険の場合ですと、アメリカのプロGRESSIVEカンパニーが例として挙げられます。同社は、GPS（全地球即位システム）やインターネット等と組み合わせ、保険契約者がいつ・どこで、時速何キロで走行していたかを正確に把握できるようにしています。「個人情報保護法違反だろ」とクレームを言う方が出そうなシステムですが、実際の走行データをもとに保険料を算出されるので、安全運転を心がけるようになるし保険料も安くなると多くの契約者から支持されています。

ブラジルには、4人の医師により創業されたアミル社があります。同社は、自社を単なる保険会社ではなく健康増進の為に保険会社と定義をしており、付帯サービスが充実しています。24時間毎日電話で医療相談を受けられたり、救急車やヘリコプターでの救急医療サービスがあったり、系列の薬局であれば半値で薬を購入できたりと、様々なサービスが提供されています。保険料は高いですが、本国のみならずアルゼンチンやアメリカなどに進出する多国籍企業に成長しています。

外国の事例を考えるうえで、日本では国民性が違うからとか、規制が厳しいとか疑うことも大切です。しかし、経営者の仕事は未来を予測し、自分の率いる組織の方向を誤らせない事にあります。そのためには、外国の例や他の業界の例を参考にして、自分の業界に起きる可能性がある変化を見極める視点がとても大切になります。この保険業界の話は自業界の未来の参考にして頂ければと思います。

最後に日本経済の歴史を振り返りますと、明治以降に、日本が非西洋の国として初めて自助努力で貧困を克服して近代経済を実現したのは、経済社会での問題にばかり眼を向けずに、チャンスに焦点を当てて活動し続けた事にあります。例えば、GHQに解体された三井財閥は、海運・繊維・保険に注力しました。結果として、世界に100万人以上の従業員を抱える世界最大の企業を作り上げる事ができたと言ってもよいでしょう。

他の事例として、ホンダはアメリカでオートバイのイメージが悪かったのを「すばらしき人、ホンダに乗る」のキャッチフレーズで若い女性もバイクに乗る需要を作りだした歴史ももっています。

他国や他業界にも眼を凝らし、自社の組織の商品やサービスの見直しして、世の中に提案していく勇気を持つリーダーでありたいものです。

成迫 升敏



「教育資金の一括贈与制度」が改正されました

「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」は、平成 25 年の税制改正により、高齢層に偏る金融資産を若年層に移転させる狙いから導入されました。使い勝手もよく、かけこみの相続税の節税対策に使いやすい人気の制度で、一般社団法人信託協会によると、平成 30 年 9 月末で約 20 万件（1 兆 4,333 億円）がこの制度を利用しています。

この制度の概要を簡単に説明すると、祖父母などの直系尊属から 30 歳未満の受贈者（お子様、お孫様等）が教育資金の一括贈与を受けた場合、1,500 万円を上限に一定の条件の下で贈与税が非課税になります。平成 31 年 3 月 31 日で終了する予定でしたが、平成 31 年度の税制改正により令和 2 年 3 月 31 日まで延長になりました。その一方で条件が厳しくなった項目もありますので、今回はこの制度がどの様に変わったのかご説明します。

教育資金贈与の改正点



| | 改正前 | 改正後 |
|-------------|--|---|
| 適用期間 | 平成 31 年 3 月 31 日まで | 令和 2 年 3 月 31 日まで * 2 年延長されました。 |
| 贈与する側（贈与者） | 祖父母等 直系尊属 | 変更なし |
| 贈与される側（受贈者） | 30 歳未満のお孫様等 | 30 歳未満のお孫様等 * 所得が 1,000 万円を超える受贈者は対象外 |
| 教育資金の範囲 | 文部省が認定する学校の入学金、授業料等 塾等の習い事の費用 | 文部省が認定する学校の入学金、授業料等 塾等の習い事の費用 * 23 歳以上は塾等の習い事は対象外 |
| 非課税枠 | 学校等は 1,500 万円 塾等の習い事は 500 万円 | 変更なし |
| 契約の終了事由 | 受贈者が死亡した場合又は 30 歳に達した場合 | 受贈者が死亡した場合 * 受贈者が 30 歳に達した際に、在学中もしくは教育訓練を受講している場合には契約は終了しません。 ただしこれらに該当しない場合、もしくは 40 歳に達した時には契約終了 |
| 贈与者が死亡した場合 | 契約終了前に贈与者が死亡した場合、使われなかった残額があっても相続財産に加える必要はありません。 | 教育資金贈与をしてから 3 年以内に贈与者が死亡した場合、使用していない残高が基本的には相続財産になります。 * ただし受贈者が次の場合にはこの取り扱いは受けません。 1. 23 歳未満 2. 在学中 3. 教育訓練受講中 |

改正前と比べて多少使いにくい部分もありますが、「暦年贈与」と違い、「一括で贈与を行える」ことや、「教育資金以外の用途に使ってしまう心配が無い」こと、「家計に負担の大きい教育資金を贈与することでお子様やお孫様に喜んでもらえる」ことは変わらないメリットだと思います。

教育資金が一番かかってくるのは高校・大学の時かと思いますので、お孫様に教育資金贈与をお考えの方は計画的に早めに行われることをお勧めします。

：暦年(1月1日～12月31日)ごとの贈与税額が 110 万以下であれば非課税となる制度

川崎 祐子

個人形態の医療機関は必見！ ～個人版事業承継税制～

個人版事業承継税制が創設されました

2019年度税制改正によって、個人事業主を対象とした「個人版事業承継税制」が創設されました。これは、**後継者が相続・贈与で事業用資産を取得し、事業を継続している限りは、これらの資産に対する相続税・贈与税の納税が猶予される**という制度です。その後、**後継者の死亡等により、納税が猶予されていた贈与税・相続税が免除されます**。医業をはじめとして幅広い業種が対象とされています。

これまで個人事業主の事業承継においては、後継者へ確実に事業用資産を承継するためには、生前に贈与しておきたいものの、事業用資産の財産価値が高いと、後継者に多額の贈与税を負担させてしまうという問題がありました。相続で承継する場合、土地については税制優遇制度（相続した事業用土地について小規模宅地の特例が適用でき、400㎡までは最大80%の相続税減税となる）があります。そのため、相続となるまで事業用資産の承継ができないというケースが多く、相続争いの火種を残してしまいます。

今回創設された個人版事業承継税制の趣旨は、事業用資産の承継を相続まで待つのではなく、できるだけ生前に承継を行うことによって、個人事業主の事業承継を円滑に進め、代替わりを促すことにあると考えられます。利用が想定されるケースは限定的ですが、事業用資産だけで数億円に上り、相続財産全体に占める事業用資産の割合が高い等、遺言だけでは遺産分割に対して十分な対策が取れず、相続争いが危惧される場合には検討されることをお勧めします。

手続きの流れと要件

個人版事業承継税制は、2019年1月1日から2028年12月31日までの10年間の時限措置です。生前に事業用資産を贈与する場合、手続きの流れとしては、経営承継円滑化法に従い、税理士など認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて作成した事業承継計画について、都道府県知事の認定を受けます。また、2019年度から5年以内に提出する必要があるため、適用を受けた後も3年ごとに継続届出書を税務署へ提出する必要があります。認定を受けた後継者が「特定事業用資産」を取得し事業を継続する場合に、納付すべき贈与税額のうち、特定事業用資産の贈与に係る贈与税額が猶予されます。ここでいう「特定事業用資産」とは、事業用として使われていた面積400㎡までの土地（不動産貸付事業を除く）に加え、床面積800㎡までの建物、建物以外の減価償却資産（診療機器など）も含まれます。相続で個人版事業承継税制を使った場合は「小規模宅地の特例」との併用はできません。

| | |
|---|--|
| ① 多様な事業用資産が対象 ○土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで） ○機械・器具備品 ○車両・運搬具 ○生物 ○無形固定資産等 | ③ 相続税だけでなく贈与税も対象 生前贈与による早期の事業承継準備を支援 |
| ② 認定申請 ○経営承継円滑化法に基づく認定が必要 ○2019年度から5年以内に、予め承継計画を提出 | ④ 事業用資産に係る納税額の全額が納税猶予 後継者の承継時の納税負担なし |
| | ⑤ 10年間の時限措置 2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象 |



最後に

個人事業主の事業承継といっても、考えられる手法は様々です。まずはお持ちの財産状況を整理するために相続シミュレーションを行ったうえで、個人版事業承継税制を活用するのか、相続時精算課税制度を利用して生前贈与をするのか、相続に向けて遺言を作成するのか、あるいは医療法人化して承継するのか、などといった具体的な対策についてメリット・デメリットを踏まえて検討されることをお勧めします。是非、担当者にご相談ください。

満60歳以上の父母・祖父母から満20歳以上の子・孫に贈与した時の贈与税を軽減し、その代わりに、相続時に贈与された財産が相続財産に加算される(相続税がかかる)制度

高橋 由一

再考！経営セーフティ共済

生命保険の税務の取扱いが変更となりました

本年2月13日に国税庁から生命保険各社に法人契約の税務取扱いの見直しが伝えられました。保険会社が販売する、解約返戻金のある定期保険及び第三分野の保険（がん保険等）について規制をかけるという内容です。具体的には保険を解約した際に返戻率の高い保険について、経費処理の取り扱いについて見直しをかけるというものでした。

4月11日に具体的な改正案が公示され、5月11日まで意見公募期間となっています。適用については、改正通達が出た日以後の契約について適用になるため、新契約からの適用となる予定です。これを踏まえると、保険料として経費化しておいて後で解約して利益を出す、という今までの保険を利用した節税が難しくなったと考えられます。

今回は上記を踏まえて代替案として**経営セーフティ共済**のご紹介をしたいと思います。

本来、この制度は取引先企業が倒産し売掛金等の債権が回収困難になってしまった際に貸付が受けられる共済制度です。掛金は掛け捨てではなく、中小企業基盤整備機構に積立となります。生命保険の様に死亡保障等はありませんが、今回は節税を行うための1つの方法としてご紹介したいと思います。

4つのメリット

- 利益が出ている時には共済掛金を全額経費として積立可能（総額800万円まで）
- 取引先企業が倒産し売掛金等の回収が困難になった場合に、共済掛金の10倍まで貸付が受けられる（もしもの時の資金調達手段として利用できる）
- 毎月の共済掛金は月々5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で設定可能
- 運営が中小企業基盤整備機構のため安心して積立ができる

4つのデメリット

- 任意解約の際の解約返戻金は40ヶ月（3年4ヶ月）を経過していなければ掛金を割ってしまう
- 加入できる対象（法人種類、規模）が限定されている（個人事業主は加入可能）
（医療法人、農事組合法人、NPO法人、森林組合、農業協同組合、外国法人等は加入対象外）
- 掛金について利息等が付かない
- 解約の際にはすべて収入として計上される

実効税率が30%の法人の場合では...

- A 年間掛金が240万円のケース（年払い）：年間節税額 約72万円
- B 年間掛金が120万円のケース（年払い）：年間節税額 約36万円

仮にAのケースであれば、掛金240万円から節税額72万円を引いた168万円の实負担で240万円の積立ができたと考えられます。既存の生命保険を利用した対策では解約の際の返戻金は掛金より少なくなる事が殆どでした。しかし、この制度は40ヶ月以上の期間、掛金を掛け続ければ任意解約でも掛けた金額を割り込むことはありません。総額で800万円という範囲ではありますが、経営セーフティ共済の掛金として外部貯蓄しておき、将来の大きな経費（退職金の支給、大規模修繕や設備投資）の原資として有効に利用することが可能です。加入要件等の詳細は会計担当者までお声掛けください。



北澤 守（以上）



おしらせー

7月12日（金）は会計部門休業日とさせていただきます。
ご迷惑おかけいたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。